

告 示

埼玉県告示第百七十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十五項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行う。

令和六年三月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可しようとする建築物の建築の計画

イ 申請者

埼玉県北本市本町一丁目百十一番地

北本市長 三 宮 幸 雄

ロ 敷地の位置

埼玉県北本市石戸六丁目十四番

ハ 建築物の用途

郷土資料室

二 意見の聴取の期日

令和六年三月六日（水）

午後四時から

三 意見の聴取の場所

埼玉県北本市栄十三番地

北本市学習センター 集会室